平成１８年10月16日

新上五島町長 井 上 俊 昭 様

新上五島町使用料及び手数料審議会
会 長 山 田 和 孝

新上五島町の使用料及び手数料について（答申）

平成１８年7月２６日付け１８新上財第６０号をもって貴職から諮問のあった「新上五島町の使用料及び手数料の見直し」について、本審議会は、慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

新上五島町は、平成１６年8月１日に5町の合併により誕生したが、合併後に見直された一部の使用料を除き、合併前の使用料・手数料を引き継いだものとなっている。今日の社会的・経済的な環境の変化や本町が置かれている厳しい財政状況、さらには平成１７年１２月に策定された行財政改革大綱の中でも「受益者負担の原則、原価主義による使用料・手数料の見直し」が示されており、また、町民の負担の公平性という観点等を考慮すれば、今後の使用料及び手数料については、別添の審議概要に十分に配慮し、別紙一覧表による新料金を適用することが妥当である。

なお、使用料及び手数料の改定にあたっては、それらが受益者（町民）に及ぼす影響が小さくないことから、徹底した内部管理経費の節減に努め、将来の町民負担の軽減を図るとともに、使用料及び手数料の減免措置についても統一した基準により適正に運用されたい。また、審議の過程で意見を付した事項を十分尊重され、町民の理解が得られるように十分な周知に努められたい。

審 議 概 要

本審議会は、平成18年7月26日以降3回にわたり審議会を開催し、町長から諮問のあった「使用料及び手数料の見直し」について審議を行った。審議にあたっては、まず、町から新しい料金の算出方法をはじめとする「使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）」が示され、検討を行った。次に、この基本方針に基づき算出したそれぞれの使用料及び手数料の新料金について検討を行った。こうした審議によって得られた使用料及び手数料の見直しに関する本審議会の考え方は、次のとおりである。

1.「使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）」について

① 原価算定方式の採用

新料金の算定を原価算定方式によることとし、「使用料」にあっては、人件費や光熱水費、修繕料といった経常的維持管理経費と建物の減価償却費、「手数料」にあっては、経常的事務経費を、それぞれの原価（コスト）とすることが適当である。

② 行政と受益者の負担割合「使用料」については、施設の使用目的ごとに、次のとおり設定することが適当である。

ア 種別1

種別1（例：火葬場）は、広く町民に及ぶ義務的なサービスであり、経費の大部分を公費負担とすべきものとし、受益者の負担割合を25%とする。

イ 種別2

種別2（例：体育施設）は、広く町民に及ぶが選択的なサービスであり、その経費は行政と受益者で等価の負担とすべきものとし、受益者の負担割合を50%とする。

ウ 種別3

種別3（例：宿泊施設）は、便益が特定されるサービス及び民間と競合するサービスであり、その経費は全面的に受益者が負担すべきものとし、受益者の負担割合を100%とする。

エ 種別4

種別4（例：図書館）は、設置目的、政策的見地から経費の全てを公費負担とし、受益者の負担は求めないものとする。また、「手数料」については、町が特定の人のためにする役務（例：住民票の交付）に対し、その費用を賄うために徴収するものであることから、その経費は全額受益者負担とするのが適当である。

③ 料金改定の上限率等上記①②により算定された料金（以下「算定料金」という。）と現行料金の乖離幅が大きいもの並びに小さいものについては、受益者負担の変動幅や改訂範囲を極力抑えるため、使用料及び手数料の区分に関係なく、改定の上限率と下限率を次のとおり設定するのが適当である。

ア 算定料金と現行料金の乖離幅が0.5未満及び1.5を超えるものについては、現行料金の50%減を下限、50%増を上限とする。

イ　算定料金と現行料金の乖離幅が０．８以上１．２未満のものについては、現行料金で据え置くものとする。

２．使用料の新料金について

上記１．によって算定された新料金について、それぞれの施設ごとに次のような検討を行った。

①種別１

種別１に該当する施設は火葬場であるが、平成１８年７月から休止している有川火葬場を除き４施設が稼働しており、規模、建設年度、利用実績等により、各施設で算定料金に大きな開きが生じることになる。しかしながら、火葬場の義務的なサービス性や合併によっていずれの施設も利用可能といった点を考慮すれば、新料金は同一にすることが適当であると考える。また、新料金の算定にあたっては、４施設のコストの合計をもって算定することが望ましい。

②種別２

種別２に該当する施設は、健康センター、研修センター、公民館、体育施設、文化施設等であるが、使用料は旧町のまま引き継がれている。上記１．③　イに該当する場合を除き、新料金一覧表のとおりとすることが適当である。また、各施設の冷暖房の経費は、実費を計算の上、新料金を設定することが適当である。なお、有川青少年旅行村のバンガローについては、利用実態が宿泊施設であることから、種別３として新料金を検討することが適当である。

③種別３

種別３に該当する施設は、し尿処理施設、港湾･漁港のターミナルビル、海水浴場、宿泊施設、温泉センター、プール、幼稚園等である。設、温泉センター、プール、幼稚園等である。上記１．③　イに該当する浦浜地域し尿処理施設を除き、新料金一覧表のとおりとすることが適当である。特に、プールについては、現在、無料の施設もあるが、他の有料プールと同様に新料金を適用することが適当である。また、幼稚園については、本町が運営する全施設が統一されているが、大幅な赤字運営であり、新料金の適用はやむを得ない。今後、町においては、幼稚園と保育所の幼保一元化の取組みや民間委託、さらには民営化を視野に入れた取り組みを望むものである。

④種別４

種別４に該当する施設は、図書館、道路等であるが、上記１．②　エにより全て公費負担とすることが適当である。さらに、現在の経済的情勢から最低使用料の設定を１００円とすることが適当である。また、利用者がわかりやすい料金とするために、５０円区切り、１００円区切りなどの設定や時間区分の細分化を図るなど、利用しやすさへの配慮も求められる。

3．手数料の新料金について

上記1によって算定されたそれぞれの新料金とすることが適当である（ただし、鳥獣飼養許可関 関係手数料を除く。）。なお、現在無料となっている、し尿処理手数料についても、当該施設の維持管理には多額の経費を要していることから、施設を安定的に維持するためにも有料化はやむを得ないものと考える。ただし、施設の性格上、殆どの町民に影響が及ぶことから、町民の急激な負担増とならないような配慮が求められる。

また、鳥獣飼養許可関係手数料については、県に準ずるものであることから現行どおりとすることが適当である。

4．使用料及び手数料の減額及び免除について

① 使用料の減額及び免除の基本方針

現在、本町では、統一した基準がないままに、減額（割引）又は免除（無料）が行われており、受益者負担の公平性を考慮したとき、当該施設の維持管理経費が税金で賄われていることから、施設を利用しない町民との間に不公平感が生まれている。したがって、減額及び免除の基準を明確にするため、次の基準に準拠することが適当である。なお、減額幅については、施設の使用料について受益者負担分と公費負担分で折半することを基本とし、最大5割とすることが適当である。

ア 使用料の免除の基準

〇団体使用の場合

イ 本町（条例で設置された「委員会、審議会等」を含む。以下同じ。）が主催、又は共催する場合

ロ 本町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が主催する行事又は部活動で使用する場合（小学校の場合は、上位の大会出場を目的とした活動を含む。）

〇個人使用の場合

イ 生活保護受給者、障害基礎年金･障害厚生年金受給者、特別児童扶養手当受給者が使用する場合

イ 使用料の減額の基準

〇団体使用の場合

イ 本町が後援又は協賛する場合

ロ 当該施設の管理運営団体が公共的な目的（広く一般に向けた催しものの開催等）で利用する場合

ハ 青少年健全育成会（各地区の健全育成会を含む。）が主催又は後援する行事

〇個人使用の場合

イ 生活保護受給者、障害基礎年金･障害厚生年金受給者、特別児童扶養手当受給者以外の公的扶助を受けている人が使用する場合

ロ 65歳以上の人が使用する場合

② 手数料の減額及び免除の基本方針

使用料と同様に制度の統一を図ることが適当である。

減額幅については、使用料との均衡上、最大5割とすることが適当である。

ア 手数料の免除の基準

イ 国又は地方公共団体（本町を含む。）が行政目的のために必要な場合

ロ 法令等の規定により無料で取り扱うこととされている場合

ハ 天災や病気等により負担が困難な場合

イ 手数料の減額の基準

イ 生活保護受給者、障害基礎年金・障害厚生年金受給者、特別児童扶養手当受給者以外の公的扶助を受けている人が必要な場合。

ロ 天災や病気等により負担が困難な場合（免除することが適当な場合を除く。）

③ その他

上記①②に関わらず、下記に該当する場合は、減額及び免除をしないことが適当である。

ア その活動に対し、会費等を徴収している場合

イ 施設の目的外使用及び営利目的の使用の場合。また、左記の場合で入場料等を徴収するときは、基準を設けて別途徴収すること。

5．使用料及び手数料の見直し時期

使用料及び手数料の見直し時期については、概ね3年ごとが適当である。

なお、維持管理経費の推移を把握し、経費削減に努めるため、上記1．①のコスト算定は毎年度行うことが適当である。

6．その他

使用料及び手数料の見直しについて、所管部署においては、本答申を尊重し遺漏のないよう対応されるとともに、また、本審議会に諮問されなかった施設についても本答申の趣旨を踏まえ、現行の使用料及び手数料が適切な料金となっているのかを再点検し、適正化に努めることを強く望む。

多くの施設において、多額の維持管理経費等を要しており、使用料収入だけでは維持できない状況にある。町民が豊かで健康的な生活を営むために必要な施設もあるが、とりわけ利用状況が著しく悪い施設や老朽化が激しい施設については、廃止あるいは休止を含めて早急に検討すべきことを申し添える。

＊審議経過、新料金一覧表を添付

＊「使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）」を添付

委 員 名 簿

	氏　　名	備　　考
委 員 長	山 田　和 孝	有識者
副委員長	湯 川　達 也	有識者
委　　員	亀 山　文 江	有識者
委　　員	大 谷　悦 子	公民館講座関係
委　　員	吉 川　伊 佐 子	女性団体関係
委　　員	杉 山　末 人	PTA関係
委　　員	山 口　静 子	公募